

令和3年12月玉川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年12月3日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 請願の処理について（委員会付託）

出席議員（11名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
10番	三瓶力君	11番	塩澤重男君
12番	須藤利夫君		

欠席議員（1名）

9番 西川良英君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 溝井康夫 主 事 安藤一輝

説明のため出席した者の職氏名

村長	石森春男君	副村長	須釜泰一君
教育長	鈴木文雄君	総務課長	須釜信一君
企画政策課長	小針武彦君	住民税務課長兼会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長兼農業委員会事務局長	塩田敦君
地域整備課長	須田潤一君	教育課長	坂本敬君
公民館長	高林浅輝君	遊水地対策室長	溝井浩一君

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11人であります。

欠席通告議員は、9番、西川良英君です。

定足数に達していますので、令和3年12月玉川村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

7番 大和田 宏 君

8番 飯 島 三 郎 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月7日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月7日までの5日間に決定しました。

◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 皆さん、おはようございます。

師走に入りまして、初雪が記録されるなど寒い季節となりました。

本日ここに、令和3年玉川村議会12月定例会を招集しましたところ、議員の皆様には公私ともに何かとご多忙の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

当面する重要な議案を提出いたしましたので、以下、そのあらましについてご説明いたしますが、それに先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等に対する政府や県の動きと本村の取組、村政に関する当面の諸課題等について、所信の一端を述べさせていただきます。

国では、衆議院議員総選挙を受け、11月10日に特別国会が召集され、衆参両院の本会議で首相指名選挙において、引き続き岸田総理が第101代内閣総理大臣に選出されました。第2次岸田政権が目玉に据える新しい資本主義は、経済的な成長と国民所得を増やす分配の両立を目指すこととしております。

全国全ての緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除されて以降、新規感染者が確認されない県が多く見られるようになるなど、落ち着いた状況が続いております。政府は11月19日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、飲食、イベント、移動等の行動制限緩和などを盛り込んだ新型コロナウイルス感染対策の指針、基本的対処方針の変更を決定いたし

ました。

一方、福島県内においても11月に入ってからの新規感染者数は、ゼロか1人の日が続いており、現時点においては、感染の再拡大は抑えられてきている状況にあります。この状況を踏まえ、政府が改定した新型コロナウイルス感染対策の指針、基本的対処方針に合わせ、11月19日の県感染症対策本部会議において、同様に行動制限緩和を盛り込み、県の基本対策を改定しました。

本村においては、ワクチン接種が着実に進んでおり、11月末時点において接種対象者のうち全体で90.6%の方が、65歳以上においては95.4%の方が2回目の接種を完了しております。国からは、3回目接種の具体的な対応方針が示されましたので、今後は関係機関との連携の下、接種体制を整え、来年2月下旬をめどに、2回目接種完了からおおむね8か月を経過した村民から、希望者に対して順次3回目の接種を進めてまいります。

新型コロナウイルス対策については、今後の感染の再拡大の可能性を意識し、引き続き気を緩めることなく、基本的感染防止対策の継続をお願いするとともに、国や県の取組等を注視し、地域の状況も踏まえながら丁寧に取り組んでまいります。

次に、阿武隈川上流遊水地群整備計画についてであります。村としましては、6月に遊水地計画に係る住民意向調査を行い、9月に調査結果を基に国による地権者との意見交換会が行われ、その中でも村民の皆様方から様々なご意見や質問、要望等をいただいておりますので、そうした皆様の思いや考えなどを尊重し、常に村民の皆さんに寄り添い、村民の皆さんの立場に立って取り組んでいく考えであります。

遊水地計画は、これまで度重なる水害によって、生命を脅かす甚大な被害を被ってきた歴史からの抜本的対策を図れる事業であると考えておりますので、国をはじめ、県や関係機関と連携し、事業の推進が図られるよう、流域治水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

この遊水地整備に伴い、先祖伝来の農用地等を手放さざるを得ない方や、苦渋の思いで移転を余儀なくされる移転者に対し、村としましても、生活再建のための支援などを行っていく考えであります。また、村の体制としましては、8月1日に遊水地対策室を設置し、11月15日には阿武隈川緊急治水対策プロジェクトチームを設置し、庁内横断的に全庁一丸となって取り組むこととしております。

次に、人口減少対策の一環として村が取り組むプロジェクトについてであります。交流人口と関係人口の拡大を目的に、たまかわ観光交流拠点として、今年度7月18日にオープン

いたしました森の駅 y o d g e につきましては、新型コロナウイルスの影響により、利用者については計画数に及ばないものの、テレビや新聞、雑誌等の報道機関に取り上げていただき、多くの皆様から注目されており、利用者からはおおむね好印象の言葉をいただいております。

また、11月23日には、毎年、福島空港公園内で実施されていた民間イベントであるソライチが森の駅 y o d g e を舞台として開催されるなど、地域のにぎわいづくりにも貢献できているものと手応えを感じております。

今後も、引き続き y o d g e の魅力を効果的に発信することで、より地域の方にも愛され、親しまれるような運営を行ってまいります。

次に、玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり計画に基づく（仮称）複合型水辺施設の整備事業につきましては、これまで新型コロナウイルスの影響で玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり推進協議会の開催等が困難な状況でしたが、10月27日に協議会を開催し、国の整備計画や施設の活用方法、既存の乙字ヶ滝公園の活用などについて意見交換を行い、12月10日にも協議会を予定しており、施設を含め、水辺空間の活用などについて意見交換等を行うこととしております。

今年度は、施設改修基本計画の策定や民間事業者導入に向けた市場調査や手法の検討、建物の現況調査、整備手法の検討等を進めてまいります。引き続き国土交通省、福島県との連携を図りながら事業を展開していくこととしております。

次に、すがまプラザにつきましては、これまでも述べてきましたとおり、コワーキングスペースやサテライトオフィスの「職」、校庭を活用した住宅用地の「住」、体育館や特別教室を活用した遊びや講座開催などの「遊」、「学」の場として活用していくこととしており、現在、すがまプラザ利活用基本構想の今年度末の策定をめどに、住民ワークショップを開催するなど、鋭意検討を進めております。

また、内閣府の地方創生テレワーク交付金などを活用し、2月末の完了をめどに施設の改修を実施しております。通信環境を含み、セキュリティー設備など、よりよい働く環境を構築し、サテライトオフィスの誘致を展開してまいりたいと考えております。

また、今年度より、サイクルヴィレッジたまかわとして、地方創生事業により取り組んでいる福島空港公園や岩法寺地内のマウンテンバイクトレイルコースでの実証実験、レンタルサイクルの実証実験、体育センターを活用したBMXやスケートボードの屋内パーク実証実験を実施しておりますが、SNSによるPR実験も行っており、村内外の若者や外国人の方

など、大変多くの方々が実際に玉川村を訪れて、マウンテンバイク等を体験し、その体験をした方がSNSでさらなる拡散を行うなど、よい宣伝効果の連鎖が生まれてきております。

今後、民間運営を想定した運営方法などの検討を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

また、フォトスポットイベントとして、すがまプラザ、道の駅、乙字ヶ滝駐車場など、村内各所にアーティストによる作品がペイントされておりますが、写真を撮った方が写真投稿SNSであるインスタグラム等に投稿することで、多くの方の目に触れ、玉川村の魅力の発信にもつながるものと期待をしております。

交流人口拡大に関連する事業を一つ一つ実施していきながら、玉川村に興味を持つ方、訪れる方を増やし、玉川村のファンづくりの取組を推進してまいります。

次に、中-16号線の整備につきましては、10月6日に入札を行い、起点側を第1回工事、終点側を第2回工事として着工いたしました。起点側において代替地の協力が得られていないため、今後丁寧な説明を行うなど、引き続き協力を要請してまいりたいと考えております。

また、流末水路については、実施設計に着手しており、可能であれば年内に発注をしていく予定としております。

次に、中-17号線の整備につきましては、今回計画している部分については地権者の同意が得られ、契約が完了いたしましたので、実施設計に着手したところであり、可能であれば年度内に発注したいと考えております。

次に、水道未普及地域解消事業であります。水道施設設計業務について6月30日に入札を行い、施設整備の詳細についての設計を年度内に完了し、次年度からの工事着手を予定しております。

さらに、農業集落排水事業玉川地区につきましては、処理施設詳細設計の入札を7月29日に行い、その設計を年度内に完了した上で、次年度からの工事着工を予定しております。また、舗装本復旧工事及び管路工事については、年度内の完了を予定しております。

次に、河川緊急浚渫事業についてであります。境沢川については、第1回工事から第3回工事を発注し、年度内の完了を予定しており、東川については、測量及び実施設計を現在行っており、可能であれば年度内に発注したいと考えております。

次に、繰越事業となっております緊急自然災害防止対策事業の東川と災害復旧事業の川久保地区については、年度内の完了を予定しております。

次に、本年度の米を取り巻く環境であります。新型コロナウイルス感染拡大による外食需要の落ち込みなどにより、10月末時点の県産米の価格は、前年度と比較して全体で1俵60キロ当たり1,600円程度下落しております。このため村では、稲作農家に対する支援策として、次期作における負担軽減を図るべく、今年度の種苗代をベースに、費用の5分の4を補助する生産力向上緊急対策支援事業補助金を新設し、これに関する補正予算を本議会に提出させていただきました。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてであります。行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、村としましても様々な取組を行っております。

具体的には、夜間窓口や日曜窓口などの時間外窓口の開設、村での各種事業会場や村内の事業所、そして地区老人クラブ会合などに出向いての出張申請等を行い、11月末現在の交付率が30%を超えております。

国でも多様な活用法を検討しておりますので、村としても村民の方の生活の利便性向上のため、引き続き普及に努めてまいりたいと考えております。

以上、これまでの事業の取組等についての報告とさせていただきます。

それでは、令和3年12月玉川村議会定例会に提案いたしました議案について、提案理由のご説明をいたします。

まず初めに、議案第67号 すがまプラザ交流センター設置条例の制定についてであります。すがまプラザ交流センターの設置及び管理等に関し、必要な事項を地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき定めるものであります。

次に、議案第68号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。福島復興再生特別措置法の一部改正により、福島県が策定した特定事業活動振興計画に基づき、対象施設等の新設、または増設に係る固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第69号 玉川村税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、村税条例においても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号 玉川村上水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてであります。玉川村農業集落排水事業について、玉川村上水道事業と併せ、地方公営企業法の適用事業とするため、同法第2条第3項に基づく設置条例を制定するもので、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第71号 玉川村地方公営企業法の適用に伴う条例その他規定に関する条例の制定についてであります。議案第70号により制定される条例の施行に伴い、運営に関し必要な規定や準用について定める条例を制定するもので、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第72号 玉川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等が改正されたため、それに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第73号 令和3年度玉川村一般会計補正予算（第4号）についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億6,435万8,000円を増額し、予算の総額を48億6,462万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、特別交付税等に係る地方交付税で3,533万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金等に係る国庫支出金で1億2,448万8,000円、緊急自然災害防止対策事業に係る村債で2,660万円をそれぞれ増額するものであります。

また、歳出の主なものは、子育て世帯臨時特別給付金給付事業等に係る民生費で6,619万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業等に係る衛生費で3,864万6,000円、緊急自然災害防止対策事業及び生産力向上緊急対策支援事業等に係る農林水産業費で3,249万6,000円、緊急自然災害防止対策事業等に係る土木費で1,363万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第74号 玉川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、上半期実績を踏まえ、下半期の給付見込みを補正するものです。歳入歳出それぞれ1,333万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億838万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、支払基金の介護給付費を1,685万1,000円増額し、国庫支出金を120万9,000円、県支出金を241万3,000円減額するものであります。

一方、歳出の主なものは、保険給付費が伸びる状況にあり、上半期の実績を勘案し、保険給付費を2,104万円増額し、基金積立金を791万5,000円減額するものであります。

次に、議案第75号 ため池浚渫工事請負契約の締結についてであります。令和3年11月

22日に仮契約を締結したところでありますが、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を説明いたしました。詳細につきましては担当課長より説明させますので、慎重にご審議の上、速やかな御議決をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎請願の処理について（委員会付託）

○議長（須藤利夫君） 日程第4、請願の処理についてを議題とします。

11月25日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおりです。

所管の常任委員会に付託いたしますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（午前10時23分）